

第45回「全国中学生人権作文コンテスト宮城県大会」実施要領

1 主 催

仙台法務局・宮城県人権擁護委員連合会

2 後 援（予定）

宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、河北新報社、NHK仙台放送局、ベガルタ仙台、仙台89ERS、宮城県中学校長会、仙台市中学校長会

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題に関する作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を県民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 実施方法

本局・支局及び各人権擁護委員協議会は、適宜の方法により、本局・支局ごとに地区大会を実施し、応募総数に応じて、以下の基準に従いその代表作文を選定の上、仙台法務局及び宮城県人権擁護委員連合会に推薦する。

推薦期限は、令和8年9月25日（金）とする。

・300編未満の場合	2 編
・300編以上から600編未満の場合	4 編
・600編以上から2,000編未満の場合	6 編
・2,000編以上の場合	8 編

5 応募規定

(1) 対 象

宮城県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テー

プで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、
墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意する。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

なお、作文の第1葉右端欄外に、題名、学校名及び学年並びに氏名（ふりがな）を明記すること。

(5) その他

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成 AI の利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

6 提出期限

応募作文は、各中学校等において取りまとめ、送付書（別紙様式）とともに、令和8年9月4日（金）までに、別紙の各法務局・各人権擁護委員協議会宛て提出する。

7 宮城県大会審査会（予定）

地区大会から推薦された作文について、次の審査員により宮城県大会として審査を行う。

審	査	員	長
宮	城	県	教
仙	台	市	教
河	北	新	報
N	H	K	仙
べ	ガ	ル	タ
仙	台	8	9
宮	城	県	中
仙	台	市	中
宮	城	県	人
宮	城	県	人
仙	台	法	務

8 入賞発表の日（予定）

令和8年11月9日（月）

9 表彰（予定）

- 仙台北務局長賞（1編）
- 宮城県人権擁護委員連合会長賞（1編）
- 河北新報社賞（1編）
- NHK仙台北放送局賞（1編）
- ベガルタ仙台北賞（1編）
- 仙台北89ERS賞（1編）
- 審査員長賞（1編）
- 宮城県中学校長会賞（1編）
- 仙台北市中学校長会賞（1編）
- 優秀賞（5編）
- 奨励賞（若干編）

以上の受賞者には、表彰状及び記念品を授与する。

10 表彰式

上位の作品については、令和8年12月1日（火）に実施する。

優秀賞及び奨励賞受賞者については、別途日程調整の上、表彰する。

11 中央大会への推薦

宮城県大会審査会において決定した仙台北務局長賞受賞作文を中央大会に推薦する。ただし、応募総数が7,000編以上の場合は、宮城県人権擁護委員連合会長賞も推薦する。

12 その他

- (1) 応募者全員に記念品を贈呈する。
- (2) 応募作文は、返却しない。
- (3) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。
- (4) 応募者の個人情報、応募作文の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。
- (5) 本大会における表彰作文については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、応募者の学校名、学年、氏名及び作文の題名とともに、仙台北務局ホームページ、作文集等において公表する。また、その他の応募作文についても、

公表することがある。さらに、当該公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。

なお、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

- (6) 作文の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。
- (7) (5)について、地方自治体の広報紙や学校の教材等への転載を許可する場合、その都度本人の許諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合、又は望まなくなった場合には、その旨、主催者に申し出るものとする。
- (8) 中央大会では、全国の都道府県地方大会代表作文の中から、内閣総理大臣賞、法務大臣賞、文部科学大臣賞、法務副大臣賞、法務大臣政務官賞、全国人権擁護委員連合会会長賞、一般社団法人日本新聞協会会長賞、日本放送協会会長賞、公益財団法人日本サッカー協会会長賞、公益財団法人日本バスケットボール協会会長賞、法務事務次官賞及び法務省人権擁護局長賞の各賞38編が選ばれ、それぞれ表彰される。また、そのほか奨励賞として若干編が表彰される。